

令和7年分 所得税の確定申告

令和8年度 市民税・県民税の申告



問い合わせ先

- 所得税の確定申告 成田税務署 ☎ (28) 5151
- 市民税・県民税 市課税課 ☎ (93) 0443

申告は期限内に

【申告期間】2月16日（月）～3月16日（月）

市民税・県民税の申告は、国民健康保険税や介護保険料などを算定するための基礎資料になります。

また、申告をしないと、融資を受けるときや各種申請に必要な所得証明書などの税証明の発行、国民年金（障害基礎年金・老齢福祉年金の受給、保険料免除など）の所得調査ができません。必ず期限内に申告をしてください。

申告が必要な人

所得税の確定申告 が必要な人

【主な例】

- 営業、農業、不動産、譲渡所得などの税額計算した結果、納税となる人
- 給与の年収が2千万円を超える人
- 給与以外の所得が20万円を超える人
- 2カ所以上の会社から給与を受け取っている人
- 公的年金収入が400万円を超える人
- 公的年金収入が400万円以下で、公的年金以外の所得合計が20万円を超える人

<ご注意ください>

- 左記の主な例に該当せず、所得税の確定申告書の提出が不要な人でも、市民税・県民税の申告は必要になる場合があります。
- 市民税・県民税の申告をしなかった場合、年金から引かれていたり社会保険料など、それ以外の控除内容が市では把握できないため、市民税・県民税額が高くなる可能性があります。
 - 生命保険料・医療費・扶養控除などを追加することで、市民税・県民税額を減らせる場合があります。

市民税・県民税の申告 が必要な人

- 令和8年1月1日時点で、市内に居住し、次のいずれかに該当する人
- 所得が給与所得のみで、勤務先が市役所に給与支払報告書を提出していない人
 - 所得税の確定申告は必要ないが、市民税・県民税で各種控除を受ける人
 - 非課税の所得（失業等給付金、障害年金、遺族年金など）のみで生計を立てていた人
 - 所得がなく、他の人の扶養控除対象になっていない人
 - 所得がなく、別世帯の人の扶養親族になっている人
 - 富里市に住んでいないが、令和8年1月1日時点で事務所または家屋敷のいずれかが富里市内にある人

市民税・県民税の申告が不要な人

- 令和7年分の所得税の確定申告をした人
- 勤務先から給与支払報告書（年末調整済み）が市役所に提出されている人
- 同一世帯の家族の扶養控除対象者になっている人